

本別町新型コロナウイルス感染症予防 設備導入支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染防止ための設備を導入し、感染対策に取り組む町内飲食店等に対して補助します。

※この事業は本別町から助成を受けて実施いたします

◆補助対象者（以下の要件をすべて満たすもの）

- (1) 町内に住所と店舗を有し、現に飲食店等を営んでいる者
※飲食店等とは日本標準産業分類に規定する、飲食店を指します
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律264号）第2条第1項に定める中小企業者
- (3) 町税及び国民健康保険税の滞納がなく、本別町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しないもの
- (4) 北海道が定める「北海道スタイル」を実践し、引き続き事業を継続していく意思があるもの

◆補助対象経費及び交付額

区分	対象業種	補助対象経費	交付額
遮蔽版設置支援事業	飲食店 ※令和2年度遮蔽版設置支援事業利用者は該当になりません	遮蔽版（パーテーション等）の設置に要する経費	上限10万円
換気型空調機器設置支援事業	飲食店	換気型空調機の設置に要する経費（無窓構造の店舗に限る）	上限30万円

遮蔽版設置支援事業及び換気型空調機器設置支援事業については令和3年4月27日から12月31日までに支払いが完了したものが対象となります。

◆申請方法（提出書類等）

- ・補助交付申請書（本別町役場企画振興課または本別町商工会にあります）
- ・導入した設備等の内容、支払日が確認できる書類・施工前後（導入前後）の写真

◆提出先 本別町商工会

なお、換気型空調機器設置支援事業については、対象となる機器等の確認が必要です。申請前に必ず相談してください。

申請受付期間

5月20日（木）～10月29日（金）

問い合わせ 本別町商工会 ☎22-2529

※裏面もご覧ください